

民法（債権関係）の改正に関する論点の検討(3)

目 次

第1	条件及び期限	1
1	条件	1
	(1) 停止条件及び解除条件の意義	1
	(2) 条件の成否が未確定の間における法律関係	2
	(3) 不能条件（民法第133条）	3
2	期限	4
	(1) 期限の意義	4
	(2) 期限の利益の喪失（民法第137条）	6
第2	期間の計算	7
1	総論（民法に規定することの当否）	7
2	過去に遡る方向での期間の計算方法	8
3	期間の末日に関する規定の見直し	9

第 1 条件及び期限

1 条件

(1) 停止条件及び解除条件の意義

停止条件及び解除条件という用語の意義を条文上明確にすることとしてはどうか。

具体的には、停止条件とは、将来発生することが不確実な事実が発生したときに法律行為の効力の全部又は一部が発生する旨の特約をいうものと規定してはどうか。同様に、解除条件とは、将来発生することが不確実な事実が発生したときに法律行為の効力の全部又は一部が消滅する旨の特約をいうものと規定してはどうか。

このほか、一定期間内にある事実が生じないことをもって条件成就と定めることも可能である旨を注意的に明らかにする規定を設けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。

○ 中間的な論点整理第 3 4, 1 [109 頁 (271 頁)]

停止条件及び解除条件という用語の意義を条文上明確にすることとしてはどうか。

【部会資料 1 3 - 2 第 4, 2 [120 頁]】

《参考・現行条文》

(条件が成就した場合の効果)

第 1 2 7 条 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

3 (略)

(補足説明)

- 1 条件とは、ある法律行為の効力の発生や消滅を、将来発生することが不確実な事実にかからせている特約のことをいうなどと説明され、このうち、条件が成就したときに法律行為の効力が発生する旨の特約を停止条件といい、条件が成就したときに法律行為の効力が消滅する旨の特約を解除条件というとされている。
- 2 民法には、停止条件や解除条件が成就した場合の効果に関する規定は存在するものの（同法第 1 2 7 条）、その用語を定義する規定は置かれていない。しかし、条件という用語は、日常用語として多義的であることから法律上これを明確に定義すべきであるという考え方が示されており、これについて第 1 2 回会議においては特段の異論は示されなかった。
- 3 条件という用語を定義する際には、現在の民法第 1 2 7 条のように法律行為の効力の全部が発生したり消滅したりする場合だけでなく、法律行為の効力の一部

が発生したり消滅したりする場合も含まれることを明らかにすべきであるという考え方が示されている。本文では、これを探り入れた案を提示している。

このほか、条件という用語を定義する際には、一定期間内にある事実が生じないことをもって条件の成就と定めることも可能であることから、そのことを注意的に明らかにすべきであるという考え方も示されている。この考え方は、条件の発生により効果が生ずるもの（積極条件）と一定期間内における条件の不発生により効果が生ずるもの（消極条件）とを区別し、後者のような条件の定め方も可能であることを注意的に明らかにすることを提案するものである。このような規定の要否について、どのように考えるか。

(2) 条件の成否が未確定の間における法律関係

条件の成就によって不利益を受ける当事者が故意に条件の成就を妨げた場合の規定（民法第130条）について、条件の成就によって利益を受ける側の当事者が故意に条件を成就させた場合にも類推適用して条件が成就しなかったものとみなすとしている判例を明文化することとしてはどうか。

具体的には、条件の成就によって利益を受ける当事者が信義則に反する行為によって条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる旨の規定を設けることとしてはどうか。

また、これと同様に、民法第130条が規定している故意に条件成就を妨げたときという要件についても、信義則に反する行為によって条件成就を妨げたときに限られる旨を明文化するという考え方があり得るが、どのように考えるか。

○ 中間的な論点整理第34, 2 [109頁 (272頁)]

条件の成就によって不利益を受ける当事者が故意に条件の成就を妨げた場合の規定（民法第130条）について、判例は、条件の成就によって利益を受ける側の当事者が故意に条件を成就させた場合にも類推適用して、条件が成就しなかったものとみなすことができるとしていることから、この判例の考え方を明文化する方向で、具体的な要件について更に検討してはどうか。その際、「故意に条件を成就させた」というだけでは、何ら非難すべきでない場合が含まれてしまうため、適切な要件の設定について、更に検討してはどうか。

【部会資料13-2第4, 3 [120頁]】

《参考・現行条文》

（条件の成就の妨害）

第130条 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

(補足説明)

- 1 民法第130条に関して、判例（最判平成6年5月31日民集48巻4号1029頁）は、同条の規定内容とは逆に、条件の成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させた場合についても、同条が類推適用され、相手方は条件が成就しなかったものとみなすことができるとしていることから、その旨を明らかにする規定を設けるべきであるという考え方が提示されている。
- 2 この判例の考え方を条文化するに当たっては、「故意に条件を成就させた」というだけでは、なんら非難すべきでない場合（例えば、入試に合格することを停止条件とする贈与において、入試に合格したこと）を除外することができないため、「信義則に反する行為により」あるいは「信義に反して」、条件を成就させた場合などと規定すべきであるという考え方（参考資料1[検討委員会試案]・77頁、参考資料2[研究会試案]・131頁）が提示されている。本文の第2パラグラフは、このような提案に基づくものである。

第23回会議においても同様の指摘がされ、信義則に反する行為をした場合などと要件を適切に設定する必要があるとの指摘がされた。
- 3 また、条件成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させた場合について、以上のような規定を新たに設けるものとするのであれば、現在の民法第130条が規定している故意に条件成就を妨げた場合についても、同様に、その行為が信義則に反するものであることを明示的に要件化する必要があるという考え方が提示されている（参考資料1[検討委員会試案]・77頁）。本文の第3パラグラフは、このような提案を採り上げたものであるが、どのように考えるか。

(3) 不能条件（民法第133条）

不能の条件を付した法律行為の効果を規定する民法第133条については、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 民法第133条の規定を維持する。

【乙案】 民法第133条を削除する。

○ 中間的な論点整理第34, 3[109頁(272頁)]

原始的に不能な契約は無効であるとする伝統的な理解（原始的不能論）の見直しに関する議論（前記第22, 3）との関連で、不能な条件を付した法律行為の効力について一律に無効又は無条件とする旨を定めている民法第133条の規定も削除するかどうか等について、検討してはどうか。

《参考・現行条文》

(不能条件)

第133条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。

2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

(補足説明)

- 1 民法第133条は、不能の条件を付した法律行為の効力について一律に無効又は無条件とする旨を定めている。すなわち、条件の成就が不可能であることが確定している法律行為について、それが停止条件である場合には無効とされ（同条第1項）、解除条件である場合には無条件とされている（同条第2項）。
- 2 このような現行法の規定に対しては、第12回会議において、債務の履行が原始的に不能であることのみを理由として契約が無効とはならない旨を条文上明記するかどうかという論点（中間的な論点整理第22、3）に関連して、不能の停止条件を付した法律行為も一律に無効とすべきではないとの考え方が示された。この考え方は、不能の停止条件が付された法律行為であっても一律に無効とするのではなく、個別具体的な事情によってその効力を判断すべきであるとするものであるから、民法第133条を削除することを提案するものと考えられる。本文の乙案は、このような提案を採り上げたものである。
- 3 これに対しては、仮に、債務の履行が原始的に不能であることのみを理由として契約が無効とはならない旨を条文上明記するという考え方（中間的な論点整理第22、3）を採るとしても、これに伴って民法第133条まで削除するのは適当でないという考え方がある。本文の甲案は、これを採り上げたものである。甲案の理由としては、将来の不発生が確定している事実を停止条件とした場合に、民法第133条がなければ、停止条件が成就しないという不確定な法律関係をただ存続させることになり、実際上不都合であることなどが挙げられている。

2 期限

(1) 期限の意義

期限の始期及び終期という用語の意義を条文上明確にすることとしてはどうか。

具体的には、始期とは、将来発生することが確実な事実が発生したときに法律行為の効力の全部又は一部が発生する旨の特約をいうものと規定してはどうか。同様に、終期とは、将来発生することが確実な事実が発生したときに法律行為の効力の全部又は一部が消滅する旨の特約をいうものと規定してはどうか。

また、始期に関して、法律行為の効力の発生に始期が付されるもの（停止期限）のほかに、履行の請求に付されるもの（履行期限）があることを条文上明記することとしてはどうか。

更に、期限のうち、いつ到来するかがあらかじめ定まっているものを確定期限といい、いつ到来するかがあらかじめ定まらないものを不確定期限という旨を条文上明記することとしてはどうか。

○ 中間的な論点整理第34, 4 [109頁 (272頁)]

期限の始期と終期や、確定期限と不確定期限などの用語の意義を条文上明確にすることとしてはどうか。

【部会資料13-2第4, 4 [121頁]】

《参考・現行条文》

(期限の到来の効果)

第135条 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

(履行期と履行遅滞)

第412条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

(補足説明)

1 期限とは、法律行為の効力の発生、消滅又は債務の履行期の到来を、将来発生することが確実な事実にかからせる特約であるなどと説明されている。また、期限のうち、いつ到来するかが確定的に定まっている期限を確定期限といい、到来することは確実であるがいつ到来するかが確定的に定まっていない期限を不確定期限というとしてされているが(民法第412条参照)、このような用語の意義について現行法には明文の規定はない。

2 また、期限には始期と終期があるとされているところ(民法第135条)、現行法は、その到来の効果として、始期については履行の請求ができるようになることを定め(同条第1項)、終期については法律行為の効力が消滅することを定めている(同条第2項)。しかし、始期に関しては、履行の請求に付されるもの(履行期限)のほか、法律行為の効力発生自体に始期が付されるもの(停止期限)も異論なく認められており、同条における始期と終期の規定内容は、バランスを失しているのではないかという問題点も指摘されている。

3 こうしたことから、期限の始期・終期や確定期限・不確定期限などの用語の意義を条文上明確にすべきとの考え方が示されており、第12回会議において審議が行われたが、特段の異論は示されなかった。そこで、本文では、以上のような用語の意義を明らかにすることを提案している。

(2) 期限の利益の喪失（民法第137条）

債務者が破産手続開始の決定を受けたときを期限の利益喪失事由と定めている民法第137条第1号は、これを削除することとしてはどうか。

○ 中間的な論点整理第34, 5 [110頁(272頁)]

民法第137条が定める期限の利益の喪失事由のうち、破産手続開始の決定を受けたとき（同条第1号）に関しては、破産法に委ねて民法の当該規定を削除するかどうかについて、更に検討してはどうか。

また、同条第2号に関しても、何らの義務違反のない場合が含まれないことを明らかにする等の見直しをする必要がないか、検討してはどうか。

【部会資料13-2第4, 5 [122頁]】

《参考・現行条文》

（期限の利益の喪失）

第137条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

（補足説明）

- 1 民法第137条第1号は、「債務者が破産手続開始の決定を受けたとき」に債務者は期限の利益を主張することができない旨を規定している。しかし破産法では、破産債権については破産手続開始の決定によって期限の利益が失われることとされているものの（同法第103条第3項）、財団債権については同法第148条第3項の解釈として、破産手続の終了までに相当期間を要すると見込まれ、かつ、財団債権の履行期が破産手続中に到来すると見込まれるときに殊更現在化する必要はないとする見解が多数であるとされている。このような破産法の解釈を前提とすると、破産債権と財団債権の区別をすることなく期限の利益を喪失する旨を規定する民法第137条第1号の規律は不適切であり、削除すべきであると考えられる。本文はこのような考え方に基づく提案である。
- 2 これに対して、第12回会議においては、破産債権については破産手続開始の決定によって期限の利益が失われることに異論はなく、これは典型的で重要な期限の利益喪失事由であることから、特別法のインデックスという意義にも留意して、民法上の根拠規定を残す何らかの工夫をすべきであるとの意見が示された。このような方向で考えるとすれば、例えば、民法第137条第1号について、破産法によれば期限の利益を主張することができるものとされる場合を除く旨の例外規定を同号に付け加える案などが考えられる。このような別案について、どの

ように考えるか。

- 3 民法第137条第2号は、「債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき」に債務者は期限の利益を主張することができない旨を規定している。この規定については、第12回会議において、例えば、動産売買先取特権の目的動産を買主が費消しても同号に該当しないと考えられることから、同号は担保を供した後に義務の不履行があった場合に関する規定であると考えられ、それを踏まえて適切な限定を付した要件を明記すべきではないかとの意見が示された。このような方向で考えるとすれば、同号については、例えば、同条第3号を参照しつつ、債務者が担保を供する義務を負う場合においてその目的に反するという要件を付加する案などが考えられる。もっとも、このような限定を付する考え方に対しては、法定担保物権において債務者が目的物を滅失・損傷させた場合には同条第2号の適用の余地がなくなることとなるが、それで問題はないのかなどの疑問があり得る。どのように考えるか。

第2 期間の計算

1 総論（民法に規定することの当否）

期間の計算に関する規定は、引き続き民法に置くこととしてはどうか。

○ 中間的な論点整理第35, 1 [110頁 (273頁)]

期間の計算に関する規定は、民法ではなく、私法以外にも広く適用される法律で規定すべきであるという考え方については、引き続き民法に規定を置くべきであるという意見もあることを踏まえ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第1, 1 [1頁]】

（補足説明）

- 1 期間の計算に関する民法の規定は、法令等に特別の定めがある場合を除き（同法第138条）、私法関係だけでなく公法関係にも適用されると言われていることから、民法ではなく私法以外にも広く適用される法律で規定し、民法からは削除すべきであるとの考え方が示されている。しかし、この考え方が想定しているのは法の適用に関する通則法に規定を移すことであるが、同法は「法の適用の通則」について定めるものであり（同法第1条）、実際に同法第2章（法律に関する通則）に置かれている規定も法律の適用に係る通則的規定のみであることから、同法は期間の計算に関する規定の置き場所として適当とはいえない。そこで、本文では、期間の計算に関する民法の規定を維持することを提案している。
- 2 この点に関して、第12回会議においては、引き続き民法に規定を置く方がよいのではないかとの意見が表明された。

2 過去に遡る方向での期間の計算方法

一定の時点から過去に遡る方向での期間の計算に関して、民法第140条（期間の起算）及び第141条（期間の満了）に相当する規定を設けるものとしてはどうか。

○ 中間的な論点整理第35, 2 [110頁 (273頁)]

一定の時点から過去に遡る方向での期間の計算については、他の法令における期間の計算方法への影響に留意しつつ、新たな規定を設ける方向で、更に検討してはどうか。その際には、民法第142条に相当する規定を設けることの要否についても、結論の妥当性が確保されるかどうか等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第1, 2 [2頁]】

《参考・現行条文》

第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

（期間の満了）

第141条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

（補足説明）

1 民法第138条から第143条には、期間の計算方法として、基本的に一定の時点から将来に向かう方向で期間を計算することを想定した規定が置かれている。

しかし、これとは反対に、一定の時点から過去に遡る方向で期間を計算することが必要となる場合もある。そこで、このような場合における期間の計算についても、計算上の初日を参入するかどうか等の期間の計算方法を明らかにする規定を設けるべきであるとの考え方が示されている。

具体的には、民法第140条（期間の起算）に相当する規定として、日、週、月又は年によって期間を定め、これを一定の時点から過去に遡る方向で計算すべき場合には、期間の末日（遡る方向で期間を数え始める日）は原則として算入せず、例外として末日の24時から遡って計算するときは当該末日を算入するものとする旨を定め、また、同法第141条（期間の満了）に相当する規定として、期間の初日（遡る方向で期間を数え終わる日）の午前0時から期間が開始するものとする旨を定めることが考えられる。本文の提案は、このような考え方に基づくものである。

このように過去に遡る方向で期間を計算する規定を設けるという考え方については、第12回会議において、賛成する意見が示され、特段の異論はなかった。

2 このほか、過去に遡る方向での期間の計算について民法第142条に相当する規定を設ける必要があるかどうかについては、議論の余地がある。例えば、過去に遡る方向で期間を数え終わる当該その日（時系列での期間の初日）に一定の行為をすることを内容とする債務を想定すると、民法第142条のような規定が必要ではないかという考え方があり得る。これに対して、過去に遡る方向で計算して得られた期間の初日から末日までの間に一定の行為をすることを内容とする債務を想定すると、その初日が日曜・祝日であったとしても、その翌日以降に当該行為をすれば足りるから、同条のような規定は必要でないと考えられる。第12回会議においては、後者のようなケースなどを示し、同条のような規定を設けると当事者の意思に沿わない結果となるおそれがあると指摘して、同条に相当する規定は不要であるとする意見が示された。過去に遡る方向での期間の計算について、主にどのような場面を想定するかが問題となるように思われるが、同条に相当する規定の要否について、どのように考えるか。このような規定を設けるべきであるという考え方は、現時点では積極的には主張されていないので、本文ではこの考え方を採り上げていない。

3 なお、これに類する問題は、論理的には現在の民法第142条についても、あり得る。例えば、ある期間内における不作為が求められるケースで期間の末日が日曜・祝日であった場合に、同条が適用されてその翌日まで引き続き不作為を求められることに合理性があるかという問題である。これは、後記3（期間の末日に関する規定の見直し）の論点とも関係する。

3 期間の末日に関する規定の見直し

期間の末日の特則を定める民法第142条に関しては次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 民法第142条を維持する。

【乙案】 民法第142条の要件のうち、「日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるとき」を削除する。

○ 中間的な論点整理第35, 3 [110頁(274頁)]

期間の末日の特則を定める民法第142条に関しては、期間の末日が日曜・祝日でない場合にも取引慣行に応じて同条の規律が及ぶようにする等の見直しをすることの要否について、検討してはどうか。

《参考・現行条文》

第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

(補足説明)

- 1 民法第142条は、期間の末日が日曜・祝日であり、かつ、その日に取引をしない慣習がある場合に、期間の満了がその翌日に延期される旨を規定している。この規定について、第12回会議においては、現代の社会では日曜・祝日以外の特定の曜日などに営業しない業種や店舗が少なくなく、こうした取引を考慮して、期間の末日が日曜・祝日であるという限定を緩和する方向で、規定の見直しをすべきであるとの意見が示された。この意見は、民法第142条のうち期間の末日が日曜・祝日に当たることという要件を削除し、その日に取引をしない慣習があることのみを要件とすることを提案するものと理解できる。本文の乙案は、このような考え方を採り上げるものである。これに対しては、このような規定の必要性がどの程度あるのか、また、民法第142条はその適用場面を拡大するほど安定した合理性を有するのか（前記2の補足説明3参照）などの疑問もあり得る。そこで、同条については現状を維持することも考えられる。本文の甲案は、このような考え方に基づくものであるが、どのように考えるか。
- 2 このほか、第12回会議においては、日曜・祝日であり、かつ、その日に取引をしない慣習があったとしても、取引の両当事者の営業日であれば延期の必要性がないことを指摘して、民法第142条を推定規定とすべきであるという趣旨の意見も示されたが、推定の意味内容などが明らかでないため、本文では採り上げていない。